

○ 総務省令第二号

電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第二百二条の十九第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月十四日

総務大臣 林 芳正

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲ぐるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>〔第一章～第三章 略〕</p> <p>第四章 雜則</p> <p>〔第一節～第二節の二 略〕</p> <p>第二節の四 国の機関等による申請等の特例（第五十一条の九の一～第五十一条の九の二）</p> <p>〔二〕</p> <p>〔第二節の五～第四節 略〕</p> <p>第五節 電子情報処理組織による手続（第五十三条～第五十六条）</p> <p>附則（定義等）</p> <p>第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定するもののが、次の定義に従うものとする。</p> <p>〔一～十四 略〕</p> <p>十四の二 「書面等」とは、法第一百一条の十九第一項に規定する書面等をいう。</p> <p>十四の三 「申請等」とは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第二条第八号に規定する申請等をいう。</p> <p>〔十四の四・十四の五 略〕</p> <p>十四の六 「電子申請等」とは、法第一百一条の十九第一項の規定により第五十一条の九の三に規定する電子情報処理組織を使用して行う法第一百一条の十九第一項各号に掲げる手続又は情報通信技術活用法第六条第一項の規定により総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号、以下「情報通信技術活用法施行規則」という。）第三条に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等をいう。</p> <p>〔十四の七～九十三 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>〔第一節の四 国の機関等による申請等の特例（相当数の無線局を開設している者）〕</p> <p>第五十一条の九の二 法第一百一条の十九第一項の相当数の無線局を開設している者として総務省令で定めるものは、携帯電話事業者等（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局であつて電気通信業務用基地局（法第六条第八項第一号に規定する電気通信業務用基地局をいう。以下この条において同じ。）の免許人又は設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち一・五四五MHzを超える一・五七五MHz以下及び一・五九五MHzを超える一・六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて電気通信業務用基地</p>	<p>目次</p> <p>〔第一章～第三章 同上〕</p> <p>第四章 [同上]</p> <p>〔第一節～第二節の二 同上〕</p> <p>第二節の四 削除</p> <p>〔第二節の五～第四節 同上〕</p> <p>第五節 電子情報処理組織による手続（第五十三条～第五十五条）</p> <p>附則（定義等）</p> <p>第二条 [同上]</p> <p>〔一～十四 同上〕</p> <p>十四の二 「書面等」とは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第二条第五号に規定する書面等をいう。</p> <p>十四の三 「申請等」とは、情報通信技術活用法第三条第八号に規定する申請等をいう。</p> <p>〔十四の四・十四の五 同上〕</p> <p>十四の六 「電子申請等」とは、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う申請等をいう。</p> <p>〔2 [十四の七～九十三 同上]〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>〔第一節の四 削除〕</p> <p>第五十一条の九の一及び第五十一条の九の二 削除</p>

<p>局の免許人をいう。) とする。</p> <p>(申請等に係る電子情報処理組織)</p> <p>第五十一条の九の二 法第一百二条の十九第一項の総務省令で定める電子情報処理組織は、総務省の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該総務省の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。</p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第五十一条の九の三の一 法第一百二条の十九第一項の規定により前条に規定する電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、情報通信技術活用法施行規則第四条、第六条及び第十二条第一項の規定の例により当該申請等を行うものとする。</p> <p>(電子情報処理組織による手続)</p> <p>第五十三条 法及びこれに基づく命令の規定による申請等を電子申請等により行う場合は、総務大臣が定める方法に従い行うものとする。</p> <p>2 法及びこれに基づく命令の規定による申請等を電子申請等により行う場合は、総務大臣が定める方法に従い、当該申請等に対する処分通知等を電子交付等により受ける旨の表示をするものとする。</p> <p>〔3・4 略〕</p> <p>(電子申請等を委任する場合における委任状)</p> <p>第五十五条 電子申請等により申請等(無線局の免許又は登録に係る申請等に限る。)を行おうとする者が国の機関又は法人である場合であつて、当該電子申請等を行おうとする者の委任を受けて当該電子申請等を行おうときにおける当該電子申請等に係る委任状は、電子委任状の普及の促進に関する法律(平成二十九年法律第六十四号)第二条第一項に規定する電子委任状を専用するものとする。ただし、当該電子委任状に係る者が総務省の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、当該電子委任状を使用することができない場合は、この限りではない。</p> <p>第五十六条 〔略〕</p>	<p>〔新設〕</p> <p>第五十三条 「同上」</p> <p>2 法及びこれに基づく命令の規定による申請等に対する処分通知等を電子交付等により受けることを希望する者は、総務大臣が定める方法に従い、その旨を表示して電子申請等により行うものとする。</p> <p>〔3・4 同上〕</p> <p>〔同上〕</p>
---	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(無線局免許手続規則の一部改正)

第一条 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(電子情報処理組織による手続等)</p> <p>第二十二条　【略】</p> <p>2 この省令の規定による申請等を電子申請等により行う場合は、総務大臣が定める方法に従い、当該申請等に対する処分通知等を電子交付等により受ける旨の表示をするものとする。</p> <p>〔3・4 略〕</p> <p>(電子申請等を委任する場合における委任状)</p> <p>第三十二条の二　電子申請等により申請等（無線局の免許又は登録に係る申請等に限る。）を行おうとする者が国の機関又は法人である場合であつて、当該電子申請等を行おうとする者の委任を受けた当該電子申請等を行うときにおける当該電子申請に係る委任状は、電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）第二条第一項に規定する電子委任状を使用するものとする。ただし、当該電子委任状に係る者が総務省の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、当該電子委任状を使用することができない場合は、この限りではない。」</p>	<p>(電子情報処理組織による手続等)</p> <p>第二十二条　【同上】</p> <p>2 この省令の規定による申請等に対する処分通知等を電子交付等により受けたいことを希望する者は、総務大臣が定める方法に従い、その旨を表示して電子申請等により行うものとする。</p> <p>〔3・4 同上〕</p> <p>〔新設〕</p>
備考	表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(登録検査等事業者等規則の一部改正)

第二条 登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(電子情報処理組織による手続等)	(電子情報処理組織による手續等)
第二十四条　【略】	第二十四条　【同上】
<p>2　この省令の規定による申請等を電子申請等により行う場合は、総務大臣が定める方法に従い、当該申請等に対する処分通知等を電子交付等により受ける旨の表示をするものとする。</p> <p>〔3　略〕</p>	<p>2　この省令の規定による申請等に対する処分通知等を電子交付等により受けたいことを希望する者は、総務大臣が定める方法に従い、その旨を表示して電子申請等により行うものとする。</p> <p>〔3　同上〕</p>

備考　表中の「」の記載は注記である。

附 則
(施行期日)

1 この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。ただし、第一条中電波法施行規則第五十三条第二項の改正規定及び第二条中無線局免許手続規則第三十二条第二項の改正規定並びに第三条の規定は、令和九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の電波法施行規則（以下この項において「新施行規則」という。）又は第二条の規定による改正後の無線局免許手続規則（以下この項において「新免許手続規則」という。）に規定する申請等を新施行規則第二条第一項第十四号の六に規定する電子申請等により行おうとする者が国の機関又は法人である場合であつて、当該電子申請等を行おうとする者の委任を受けて当該電子申請等を行うときにおいて、当該委任に係る者が新施行規則第五十五条又は新免許手続規則第三十二条の二の規定に基づく電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）第二条第一項に規定する電子委任状を使用することが困難であるときは、この省令の施行の日から令和十八年三月三十一日までの間、新施行規則第五十五条及び新免許手続規則第三十二条の二の規定は適用しない。